

鮫川村オープンデータ運用基準

1 定義

「オープンデータ」とは、営利・非営利目的に関わらず、二次利用が可能な利用ルールで、機械判読に適したデータ形式で公開されたデータを指す。

2 オープンデータ推進の目的

1. 行政の透明性及び信頼性の向上

本村の保有するデータをオープンデータとして公開することにより、村民等が関心のあるデータを容易に入手できるようになり、行政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

2. データの共有及び官民協働による地域課題の解決

本村の保有するデータを村民、企業、研究機関等と共有することにより、官民協働で地域の課題を解決するための礎を創る。

3. 地域経済の活性化

データを二次利用しやすい機械判読可能な形で提供することにより、編集、加工、分析等の各段階を通じ、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が期待され、地域経済の活性化に寄与する。

4. 行政における業務の高度化・効率化

庁内で参照可能なデータについて、部局横断的に有効活用することにより、業務効率化、住民サービスの向上や、新たなサービスの創出が図られる。

3 オープンデータの対象となる分野と範囲

1. 重点分野

以下に掲げる分野については、積極的にオープンデータとして公開を検討する。

(ア) 国が重点分野としている統計情報、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報

(イ) 村民等からの情報公開請求や問い合わせが多い情報

2. 公開対象範囲

原則として本村が保有し、公開することを目的とするデータは積極的に公開する。ただし、以下のデータは除く。

(ア) 鮫川村情報公開条例で定める不開示情報が含まれているデータ

(イ) 二次利用が制限されているデータ

(ウ) その他、公開に適さないデータ

4 オープンデータ推進のための基本原則

1. 機械判読に適したデータ形式での公開

特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）で公開する。ただし、機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合は公開し、順次、機械判読が容易なデータ形式に変換する。

2. 二次利用が可能なルール

本村の保有するデータをオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモン

ズ・ライセンス※¹の表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC-BY※²」を選択する。

3. 二次利用による損害の免責

公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、本村はその責めを一切負わない旨を記載した利用規約を掲示する。

4. 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

本村が保有するデータには、外部委託した業務の成果物や村民、企業等から提供されたデータもあるため、第三者が著作権その他の権利を有しているデータについては、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう、事前に調整を行うものとする。

5 公開・運用基準の改訂

本基準は、今後の国における検討及び技術の発展等を踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。

※1 国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を許可するためのライセンスの一つ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示するためのツールのこと。

※2 原作者の氏名、作品タイトルなどを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのこと。

附 則

この運用基準は令和3年2月1日から施行する。